

2022年6月17日

株主の皆さまへ

茨城県筑西市下江連1226番地

日本電解株式会社

代表取締役社長 中島 英雅

「第6期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第6期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの掲載をもちまして、下記の通り訂正させていただきます。

敬具

記

【訂正箇所】（訂正箇所は下線で表示しております。）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由（35頁）

（訂正前）

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められております。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、変更案第12条第2項を新設するものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を勘案し、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

（訂正後）

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められております。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、変更案第12条第2項を新設するものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を勘案し、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

また、変更案第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容（36頁～37頁）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社は、感染症の拡大、天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集に関する経過措置) <u>第45条 変更後定款第12条第2項の新設は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本条の規定は、効力発生日経過後、削除する。</u></p>

以上